

福岡県公報

平成二十七年六月十二日
第三千七百一号
増刊 ①

目次

人事委員会

○公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

人事委員会

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十七年六月十二日

福岡県人事委員会委員長 箕田孝行

福岡県人事委員会規則第二十号

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則(平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会」を

「公益財団法人ふくおか豊かな海づくり協会」に改める。

公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会」

附則

この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。